

国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学ハラスメントの防止及び対策等に関する規程を次のとおり改正する。

現行	改正	備考
<p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第13条に規定するハラスメント調査委員会(以下「調査委員会」という。)及び第18条に規定するハラスメント調停委員会(以下「調停委員会」という。)を組織する場合、当該事案においてハラスメントの当事者が、防止・対策委員会委員であるときには、この規程に基づく当該事案の処理が完了するまでは、当該委員の職務を行うことができない。</p> <p>(防止・対策委員会の会議等)</p> <p>第9条 防止・対策委員会は、第6条の任務を遂行するために委員長が必要と認める場合に招集する。ただし、ハラスメントに関する苦情申立てがなされた場合は、直ちに招集しなければならない。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(ハラスメント調査委員会の設置)</p> <p>第13条 防止・対策委員会は、ハラスメントに関して相談者から苦情申立てがあったときは、防止・対策委員会の下に、当該事案に関する調査・被害救済手続を扱う非常設的組織として、ハラスメント調査委員会を設置することができる。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(調査委員会の組織)</p> <p>第15条 調査委員会委員長は、防止・対策委員会があらかじめ作成した候補者名簿から男女及び当事者双方の所属のバランスを十分考慮し、委員を4名指名する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>第7条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第13条に規定するハラスメント調査委員会及び第18条に規定するハラスメント調停委員会を組織する場合、当該事案においてハラスメントの当事者が、防止・対策委員会委員であるときには、この規程に基づく当該事案の処理が完了するまでは、当該委員の職務を行うことができない。</p> <p>(防止・対策委員会の会議等)</p> <p>第9条 防止・対策委員会は、第6条の任務を遂行するために委員長が必要と認める場合に招集する。ただし、ハラスメントに関する苦情申立てがなされた場合は、直ちに招集しなければならない。なお、委員長が明らかに当該苦情申立てを受理することが妥当でないと判断した場合は、<u>防止・対策委員会の招集を要しない。この場合において、委員長は、不受理の決定及びその理由を文書で申立人へ通知し、説明を行うものとする。</u></p> <p>2～5 (略)</p> <p>(ハラスメント調査委員会の設置)</p> <p>第13条 防止・対策委員会は、ハラスメントに関して相談者から苦情申立てがあったときは、防止・対策委員会の下に、当該事案に関する調査・被害救済手続を扱う非常設的組織として、ハラスメント調査委員会<u>(以下「調査委員会」という。)</u>を設置することができる。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(調査委員会の組織)</p> <p>第15条 調査委員会委員長は、防止・対策委員会があらかじめ作成した候補者名簿から男女及び当事者双方の所属のバランスを十分考慮し、委員を<u>2名以上</u>指名する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p><u>(当事者への通知等)</u></p>	

<p>(ハラスメント調停委員会の設置)</p> <p>第18条 相談者が、当事者の話し合いによる解決を求めた場合、防止・対策委員会は、ハラスメント調停委員会を設置することができる。</p> <p>(事務)</p> <p>第25条 各委員会及び相談室に関する事務は、<u>人事チーム及び学生支援チーム</u>において処理する。</p>	<p>第16条の2 防止・対策委員会は、調査委員会の調査結果に基づき結論を出したときには、速やかにその内容を文書で当事者に通知し、説明をしなければならない。</p> <p>2 当事者は、前項の説明の内容に不服があるときは、説明を受けた日から2週間以内に理由を付した文書により防止・対策委員会へ不服申立てを行うことができる。</p> <p>3 防止・対策委員会は、前項の不服申立てがあった場合、その妥当性について審議し、次に掲げる措置をとるものとする。</p> <p>(1) 不服申立てが妥当であると判断される場合 <u>調査委員会による再調査並びに第1項に定める通知及び説明</u></p> <p>(2) 不服申立てが妥当でないと判断される場合 <u>不服申立て不受理の決定</u></p> <p>4 前項第1号の再調査は、原則として不服申立てが妥当であると判断された日から1ヶ月以内に行うものとする。</p> <p>5 <u>第3項各号に掲げる措置に対する再度の不服申立ては認めないものとする。</u></p> <p>(ハラスメント調停委員会の設置)</p> <p>第18条 相談者が、当事者の話し合いによる解決を求めた場合、防止・対策委員会は、ハラスメント調停委員会 <u>(以下「調停委員会」という。)</u> を設置することができる。</p> <p>(事務)</p> <p>第25条 各委員会及び相談室に関する事務は、<u>総務部人事労務課及び学務部学生総合支援課</u>において処理する。</p>	
--	---	--

附 則 (24 教規程第 2 号)

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。